

保・情 第 770 号
平成 29 年 5 月 11 日

関係各位

警視庁生活安全部保安課長
警視庁生活安全部保安課長

適正なライブチャット運営について（依頼）

平素は、警察業務全般にわたり、ご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先般当課におきまして、日本国外の運営会社によるライブ配信サイトでわいせつな行為を配信した複数のチャットレディとその雇用主らを検挙いたしました。

この雇用主らは、日本国外の運営であれば逮捕されないと安易に考え、より多くの視聴者を獲得して利益を得るために性器を露出して配信するなどしたもので、このような犯罪行為は風俗環境の悪化はもとより、青少年の健全育成にも悪影響を及ぼすものとなります。

このようなことから、関係各位におかれましては、代理店及び配信者に対し、改めて法令を遵守するようご指導いただくとともに、日本国外の運営会社によるライブ配信サイトを利用する場合にも、日本の法律が適用されることを折りに触れて注意喚起していただきますようお願い申し上げます。

【本件に関する問い合わせ先】

警視庁生活安全部保安課
保安情報捜査係